



I . 平成12年度税制改正案

日本経済を自律的回復軌道に乗せるための最後の「だめ押し」として、政府は、1月20日招集の通常国会に平成12年度予算案及び税制改正案を提出します。予算案の規模は84兆9871億円(8094億ドル、1ドル=105円で換算)と過去最大であり、また、この税制改正に伴う減税額は2150億円(20億ドル)です。これにより、政府は、平成12年度の経済成長率の目標を1%としています。なお、平成11年度の経済成長率予測の政府改定値は0.6%です。

日本経済の現状については、「景気はすでに底を打ったが、回復力は弱く自律的回復軌道に乗ったとは言えない」というのが大方のエコノミストの見方です。このような状況下で、予算案の規模は過去最大となり、国債依存度は38.4%、新規国債発行額は32兆6100億円に達しています。その結果、GDP(国内総生産)に対する国債残高の比率は、2001年までにOECD(経済協力開発機構)諸国中最高になるものと予測され、OECDは昨年12月日本に課税ベースの拡大、消費税率の引き上げなどを勧告しています。

平成12年度税制改正案に関しては、厳しい財政状況にあること、衆議院総選挙が近いこと(10月以前)などのため、連結納税制度のような大きな課題はすべて先送りされ、比較的小さな減税問題に終始していますが、「目玉」はベンチャー・企業や中小企業に対する支援措置です。

さて、それでは税制改正案の概要を見てみましょう。(改正事項は、原則として、平成12年4月1日から施行されます。)

(1) ベンチャー・企業・中小企業に対する支援措置

個人投資家(エンジェル)が投資したベンチャー・企業の株式の譲渡益については、その株式を平成12年4月から5年間の間に取得し上場日までの保有期間が3年を超える場合には、その譲渡益の1/4のみを課税対象とする。(エンジェル税制)
設立後10年以内など一定の中小企業について同族会社の留保金課税をこの4月から2年間凍結する。
中小企業の事業承継の円滑化を図るため、相続税の遺産評価について未公開株の評価方法を見直すとともに、延納にかかる利子税の税率を引き下げる。

(2) 今秋に導入が予定されている確定拠出型年金(日本版401kプラン)に対する優遇措置

掛け金(年間)の損金算入(所得控除)限度額

| | (企業型)事業主拠出分(従業員一人につき) | (個人型)従業員拠出分 |
|-----------|-----------------------|-------------|
| 企業年金のある会社 | 216,000円 | 認められない |
| 企業年金のない会社 | 432,000円 | 180,000円 |
| 自営業者 | - | 816,000円 |

確定拠出型年金には、「企業型」と「個人型」の2種類があり、前者は事業主が従業員のために掛け金を拠出するものであり、後者は従業員個人が掛け金を拠出するものですが、事業主と従業員の双方が同時にこの年金に加入することはできません。また、自営業者の場合には、国民年金掛け金も含めての年間拠出額に対する所得控除限度額が816,000円となります。

確定拠出型年金は、従業員が会社をかわってもそのまま継

続できるとともに、従業員自身が選択する金融商品で運用されますが、最終的に受け取る給付額はその投資成果に応じて変化することになります。

- (3) パソコン減税の1年延長(Tax News 99010 参照)
個人事業者又は法人が、100万円未満の一定の情報通信機器(パソコンなど)を取得したときは、購入の年にその全額の損金算入が認められます(平成13年3月31日まで有効)。
- (4) 住宅ロ-ン控除の拡充措置適用期間の半年延長(Tax News 99010 参照)
平成13年6月30日までに住宅を購入し入居した場合には、15年間にわたって総額5,875,000円までの税額控除ができます。
- (5) 企業のリストラ努力を支援するため、企業の設立又は増資などに対する登録免許税の税率が現行の0.35%から0.15%へ引き下げられます。
- (6) 負担水準の高い一定の商業地について、固定資産税の課税標準額の基準が評価額の80%から70%へ3年間で段階的に引き下げられます。
- (7) 年齢16歳未満の扶養親族にかかる扶養控除額が子供1人につき48万円から38万円に引き下げられます。(Tax News 99010 参照)

II . ストックオプション

親会社又は海外本店から付与されるストックオプション(非適格)の課税関係について

先頃、報道されたマクドナルドのストックオプションの課税漏れは日本在住の外資系企業に共通する問題であった為、大きな反響を及ぼした。ストックオプションの制度は欧米等では広範に行われていたが、近年、日本でも報酬の代替えとして外資系企業を中心に普及してきている。そこでストックオプションの課税関係について整理し、この点において現在の税務当局の取り扱いを認識することとする。

1. ストックオプションの定義

ストックオプションとは会社が役員や従業員に対して自社株式をあらかじめ決められた価格(権利行使価額)で、一定期間内に購入する権利を与える制度。

2. 課税関係

権利の付与時
課税無し

権利行使時
非適格ストックオプション: 権利行使価額と権利行使時の時価との差額に課税。在職中なら給与所得、退職後は雑所得。

適格ストックオプション: 一定の要件に該当する場合は課税無し。

株式売却時
譲渡所得として課税。

外資系企業で広範に行われているのは親会社又は本社の株式を日本の子会社又は日本支店の役員及び従業員にオプション(非適格)を与えるものであり、注目すべきはその場合直接雇用関係の無い者に与える場合も権利行使時に給与所得として課税される点である。

今後の課題

政府税制調査会は、今春、中期的な税制のあり方についての答申(3年毎に作成)を小渕首相に提出することになっていますが、その答申の骨子は下記のようなものになると予想されています。

- (1) 消費税について 税率(現在5%)の引き上げ。但し、生活必需品については低税率を適用する。 免税点(現在、年間課税売上高 3000 万円)の引き下げ 伝票制度の採用。
- (2) 各種の所得控除(損金算入)項目の整理縮小と所得税率の累進度の緩和
- (3) 赤字法人に対する外形標準課税を地方税として導入すること
- (4) 納税者番号制度の導入

特に消費税率の引き上げについては、今後日本で急速に進む高齢化社会の出現に伴い福祉厚生費が増大すること、景気の変動によって増減しやすい所得税や法人税などの直接税中心の税制では福祉厚生費の増大に十分に対応できないこと、現行の消費税率5%はOECD諸国中最も低いものであり、その税率を引上げても生活必需品に低税率を適用することにより逆進性を緩和できることなどが、その根拠となっています。

(株)オカモトアンドカンパニー 米国公認会計士事務所
〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目3番地
新麹町ビル7階

TEL 03(5276)0900 FAX 03(5276)0950
<http://www.okamoto-co.co.jp>

注意：本ニュースレターの一部あるいは全部について株式会社オカモトアンドカンパニーの承諾を得ずにいかなる方法においても無断で複写、複製することは禁じられています。